誓　約　書

　後記不動産については、当法人の所有するものでありますが、それらは未だ当法人の基本財産に編入されておりませんので、本書面の提出から６箇月以内に、必ずそれを基本財産に編入するための定款変更手続きをし、かつ、当該変更の届（認可申請）を行いますことをここに誓約いたします。

不　動　産　の　表　示

令和　　年　　月　　日